

◆ 東京大学における授業料未納者に対する取扱要綱

(平成 17 年 3 月 17 日東大規則第 343 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、学部学生又は大学院学生のうち授業料を未納の者(以下「授業料未納者」という。)に対する卒業又は修了及び学籍に関する取り扱いを定めるものである。

(退学命令手続関係)

第 2 条 授業料未納者に対して、「東京大学授業料督促要領」第 2 条から第 4 条に定める督促及び指導をしてもなお授業料が納付されない場合、学部長、研究科長又は教育部長は、すみやかに東京大学学部通則(以下「学部通則」という。)第 24 条に定める退学命令手続を行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると学部長、研究科長又は教育部長が認めたときは、当該学生から未納分の授業料の納付計画の提示を求めたうえで、退学命令手続を猶予することができる。この場合の猶予期間は、「東京大学授業料督促要領」第 4 条に定める督促状に記載されている授業料納付期限日から起算して、1 年以内とする。

(卒業又は修了の関係)

第 3 条 授業料未納者が、学部通則、東京大学大学院学則又は東京大学大学院専門職学位課程規則に定める卒業又は修了要件を満たした場合においても、授業料の納付が確認されるまでは、卒業又は修了の認定を行ってはならない。

(願い出による退学関係)

第 4 条 授業料未納者が、学部通則第 23 条に定める退学を願い出た場合においては、これを受理してはならない。

(休学関係)

第 5 条 授業料未納者が、学部通則第 19 条第 2 項に定める休学を願い出た場合においては、これを許可してはならない。ただし、やむを得ない事情があると学部長、研究科長又は教育部長が認めたときは、休学を許可することができる。この場合においては、当該学生から未納分の授業料の納付計画の提示を求めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。